



第99回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿ホール

株主の皆様へご案内

インターネット、書面または当日のご出席により議決権を行使していただきました株主様には、議案の賛否に関わらず、お一人様につきQUOカード1枚（500円分）を後日お贈りさせていただきます。

株 主 各 位

証券コード 6706
(発送日) 2025年6月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月3日

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

電 気 興 業 株 式 会 社
代表取締役社長 **近藤 忠登史**

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://denkikogyo.co.jp/ir/stock/meeting/>



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/6706/teiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名「電気興業」又は証券コード「6706」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）において、賛否をご入力の上、2025年6月26日（木曜日）午後5時35分までに議決権をご行使ください。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2025年6月26日（木曜日）午後5時35分までに到着するようご送付ください。

書面（郵送）とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都新宿区西新宿四丁目15番3号 住友不動産西新宿ビル3号館1階 ベルサール西新宿ホール (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 - 第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 - 第1号議案 剰余金処分の件 - 第2号議案 定款一部変更の件 - 第3号議案 取締役9名選任の件 - 第4号議案 監査役3名選任の件 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	5頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 議決権行使にあたっての注意事項	各議案につき議決権行使書に賛否の表示がない場合は、「賛」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会にご出席の株主様へのお土産のご準備はございません。予めご了承のほど、お願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する委任状を株主ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください（代理人は、本総会において議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。）。

電子提供措置事項について修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://denkikogyo.co.jp/>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）並びに株主総会資料掲載ウェブサイト（<https://d.sokai.jp/6706/teiji/>）にて、その旨、修正前及び修正後の事項をお知らせいたします。

電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

当社ウェブサイト（<https://denkikogyo.co.jp/>）



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時35分到着分まで



インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時35分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

(切取線)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5号議案

- 賛成の場合 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

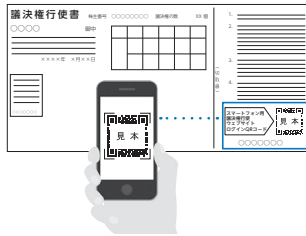
各議案につき議決権行使書に賛否の表示がない場合は、「賛」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

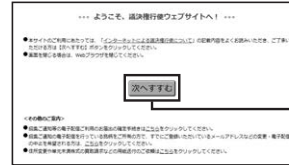
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

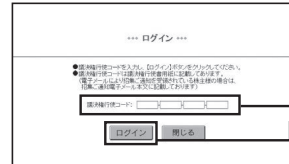
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

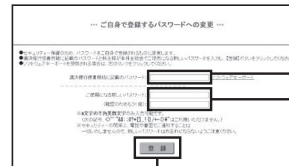
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営事項の一つとして位置づけ、堅実な経営を通じて配当を安定的且つ継続して実施することを基本としております。配当政策につきましては、連結配当性向40%を目途に当該期の業績に連動させ、かつ連結株主資本配当率（DOE）1.5%を下限値の目途とする方針を掲げておりましたが、株主還元強化に向けた施策として下限値の目途をDOE2.0%に引き上げることといたしました。DOE2.0%の水準は、連結配当性向40%を基準とした中長期経営戦略における従来からの目標値でありましたが、収益創出体制の確立を進めると同時に、いち早く株主の皆様への還元を強化したいとの考えにより、配当政策を変更することといたしました。

上記の方針に則り、当期の期末配当につきましては、事業環境の見通しと資金需要等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 50円 配当総額 463,223,200円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

コストの最適化、業務の効率化を図るとともに、DXによる働き方改革を実現し、社員相互のコミュニケーションを促進することで、イノベーションの創出を推進するため、現行定款第3条に定める本店所在地を、東京都千代田区から東京都江東区に変更するとともに、2025年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって変更の効力を生ずるものとし、その旨の附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下の通りであります。

現 行 定 款	変 更 案
第3条（本店の所在地）当社は、本店を東京都千代田区に置く。 (新 設)	第3条（本店の所在地）当社は、本店を東京都江東区に置く。 <u>(附則)</u> <u>(本店所在地変更の効力発生日)</u> 第1条 定款第3条（本店の所在地）の変更は、2025年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条の規定は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

取締役 9 名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外役員が過半数を占める任意の指名委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	こんどうただとし 近藤忠登史	代表取締役社長	再任
2	あさい たかし 浅井 貴史	取締役常務執行役員	再任
3	しもだ つよし 下田 剛	取締役執行役員	再任
4	かわはら としろう 河原 敏朗	取締役執行役員	再任
5	ふごう ひろはる 富居 博治	取締役執行役員	再任
6	つかの ひでひろ 塚野 英博	取締役	再任 社外 独立
7	ジャン＝フランソワ ミニエ	取締役	再任 社外 独立
8	たかはし あつし 高橋 篤史	取締役	再任 社外 独立
9	ほそかわ あきこ 細川 昭子		新任 社外 独立

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

近藤 忠 登 史 (1971年8月28日生)

所有する当社の株式数……11,800株
取締役会出席状況………19/19回

再任

略歴、当社における地位及び担当

1995年 4 月	当社入社	2020年 6 月	当社取締役執行役員ワイヤレス研究所長兼機器統括部長兼海外事業部長、新規事業推進室担当
2016年 4 月	当社海外事業推進統括部北米推進部長	2021年 4 月	当社代表取締役社長（現任）
2018年 7 月	当社執行役員海外事業統括部統括専任次長兼北米事業部長兼海外購買部長		
2019年 7 月	当社執行役員機器統括部長兼移動通信技術部長兼固定通信技術部長兼海外事業部長		

取締役候補者とした理由

近藤忠登氏は、電気通信関連事業の国内及び海外の営業業務に携わり、2018年7月から当社執行役員として北米を中心とした海外営業展開に取り組むとともに、電気通信関連事業の生産管理業務にも携わっております。また、2020年6月に当社取締役に就任し、さらに2021年4月から当社代表取締役社長として当社グループ経営全般を担っており、常に高い見地から経営手腕を発揮しております。経営者としての幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

浅井 貴 史 (1972年5月1日生)

所有する当社の株式数……5,100株
取締役会出席状況………19/19回

再任

略歴、当社における地位及び担当

1995年 4 月	当社入社	2022年 4 月	当社取締役執行役員社長室長、人事部、経理部、高周波統括部担当
2016年 4 月	当社支店統括部北海道支店長	2023年 6 月	当社取締役常務執行役員社長室長、総務部、人事部、経理部、営業統括部担当
2017年 4 月	当社支店統括部中央営業部長兼海外事業統括部海外営業部長	2024年 4 月	当社取締役常務執行役員経営企画部、総務人事部、経理部、コーポレートガバナンス管理部、営業統括部担当
2019年 4 月	当社執行役員支店統括部長兼中央営業部長	2025年 4 月	当社取締役常務執行役員経理部長、経営企画部、総務人事部、営業統括部担当（現任）
2020年 4 月	当社執行役員新規事業推進室長		
2020年 5 月	当社執行役員施設エンジニアリング統括部長兼事業推進部長兼安全管理部長兼技術部長		
2021年 4 月	当社執行役員管理統括部長兼秘書室長兼安全品質管理本部長		
2021年 6 月	当社取締役執行役員管理統括部長兼秘書室長兼安全品質管理本部長、経営企画部、人事部、経理部、機器統括部担当		

取締役候補者とした理由

浅井貴史氏は、支店統括部長、施設エンジニアリング統括部長として主に支店営業全般及び工事関連全般に携わるとともに、2021年4月から管理統括部長の役職を担っており、2021年6月から当社取締役として経営を担っております。また、2021年6月からは経営企画・財務・人事戦略等を担当し、当社における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

3

しも だ
下 田

つよし
剛

(1964年4月12日生)

所有する当社の株式数 ……7,300株
取締役会出席状況 ……19/19回



再 任

略歴、当社における地位及び担当

1988年 4 月	当社入社	2021年 6 月	当社取締役執行役員情報システム部、安全品質管理本部、施設管理統括部担当
2010年 4 月	当社機器統括部技術部長	2022年 4 月	当社取締役執行役員危機管理室長、情報システム部、建設統括部、施設事業推進室、運用管理統括部担当
2012年 7 月	当社執行役員機器統括部統括次長兼機器統括部技術部長	2024年 4 月	当社取締役執行役員防衛事業推進室長、安全品質環境管理部、建設統括部担当
2013年 6 月	当社取締役執行役員機器統括部長	2025年 4 月	当社取締役執行役員防衛事業推進室長、安全品質環境管理部、コーポレートガバナンス管理部、建設統括部担当（現任）
2017年 4 月	当社取締役執行役員機器統括部長兼海外事業統括部長		
2017年12月	当社取締役執行役員海外事業統括部長		
2019年 4 月	当社取締役執行役員海外事業統括部長兼管理統括部統括次長		
2021年 4 月	当社取締役執行役員		

取締役候補者とした理由

下田 剛氏は、電気通信関連事業の技術・生産業務に携わり、2013年6月から当社取締役として経営を担っております。また、2017年4月から海外事業の拡大に携わるとともに、2021年6月から情報システム及びリスクマネジメントの構築にも取り組んでおり、当社における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

4

かわ はら
河 原

とし ろう
敏 朗

(1967年 3 月 9 日生)

所有する当社の株式数 ……3,900株
取締役会出席状況 ……19/19回



再 任

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4 月	日本電信電話株式会社入社	2020年 6 月	当社ワイヤレス研究所副所長
1992年 7 月	エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現株式会社NTTドコモ）研究開発部	2021年 4 月	当社ワイヤレス研究所長
2008年 7 月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現株式会社NTTドコモ）無線アクセス開発部担当部長	2021年 6 月	当社取締役執行役員ワイヤレス研究所長、未来研究所担当
2019年 7 月	当社入社技術開発統括部専任部長	2022年 4 月	当社取締役執行役員R&D統括センター長、機器統括部担当（現任）
2019年 8 月	当社ワイヤレス研究所主幹研究員兼技術開発統括部専任部長		

取締役候補者とした理由

河原敏朗氏は、5Gをはじめとした次世代通信システムにおける新領域への事業の拡大や研究開発に携わるとともに、2021年4月からワイヤレス研究所所長の役職を担っており、2021年6月から当社取締役として経営を担っております。当社における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

ふ ぐ び る はる
富 居 博 治

(1967年3月24日生)

所有する当社の株式数 ……4,800株
取締役会出席状況 ……19/19回



再 任

略歴、当社における地位及び担当

1991年4月	当社入社	2022年4月	当社執行役員高周波統括部長兼事業推進部長
2015年4月	当社高周波統括部設計部長兼開発部長	2023年4月	当社執行役員高周波統括部長兼事業推進部長兼開発部長
2016年7月	当社高周波統括部統括専任次長兼設計部長兼開発部長	2023年6月	当社取締役執行役員高周波統括部長
2017年7月	当社執行役員高周波統括部統括次長兼設計部長兼開発部専任部長	2025年4月	当社取締役執行役員高周波統括部長、ソリューション事業推進室担当(現任)
2019年7月	当社執行役員高周波統括部長兼営業部長兼設計部長兼開発部専任部長		

取締役候補者とした理由

富居博治氏は、高周波関連事業に開発部長、設計部長、営業部長として携わるとともに、2019年7月から高周波統括部長として高周波関連事業の全般を担っており、また、グループ会社の社長を歴任しております。2023年6月からは当社取締役として経営を担っており、当社における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

つか の ひで びる
塚 野 英 博

(1958年3月21日生)

所有する当社の株式数 ……0株
取締役会出席状況 ……19/19回



再 任

社 外

独 立

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	富士通株式会社入社	2020年6月	共立ホールディングス株式会社社外取締役(現任)
2009年6月	同社経営戦略室長	2021年6月	月島機械株式会社(現月島ホールディングス株式会社)社外監査役(2025年6月退任予定)
2011年5月	同社執行役員兼経営戦略室長		当社社外取締役(現任)
2014年4月	同社執行役員常務CFO	2021年7月	日本電信電話株式会社IOWN総合イノベーションセンタ長(現任)
2015年6月	同社取締役執行役員常務CFO		日本電信電話株式会社研究開発担当役員(現任)、NTTイノベティブデバイス株式会社代表取締役社長(現任)
2016年4月	同社取締役執行役員専務CFO	2023年6月	
2017年4月	同社取締役執行役員副社長CFO		
2017年6月	同社代表取締役副社長CFO		
2019年6月	同社執行役員副会長		
2020年5月	エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社顧問		

重要な兼職の状況

共立ホールディングス株式会社社外取締役、日本電信電話株式会社IOWN総合イノベーションセンタ長、日本電信電話株式会社研究開発担当役員、NTTイノベティブデバイス株式会社代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

塚野英博氏は、総合ITサービス・機器会社においてCFO等として培われた事業戦略やIR活動に関する豊富な知識・経験と幅広い見識を有しております。当社では、これらの経験等を活かし、当社の経営全般に助言をいただくことで、経営の戦略やIR活動及びコーポレートガバナンスの強化に寄与していただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

ジャン＝フランソワ ミニエ (1970年11月20日生)

所有する当社の株式数……………0株
取締役会出席状況 ……………19/19回



略歴、当社における地位及び担当

1992年 9 月	インドスエズ・W.I.カー証券株式デリバティブトレーダー	2017年 3 月	学校法人上野学園理事（現任）
1995年 3 月	モルガン・スタンレー証券VIP.株式デリバティブトレーダー	2019年 1 月	レ・ロワ・マージュ特別顧問
1997年 2 月	ナットウエスト証券ディレクター兼株式デリバティブトレーディング課長	2020年 4 月	株式会社Amusement Parks 社外監査役（現任）、クロール・インターナショナル・インク マネージング・ディレクター
1998年 3 月	ドレスナー・クラインオートアジア・太平洋地域CEO兼東京支店長		当社社外取締役（現任）
2009年 3 月	Avisa Partners 日本企業開発担当、株式会社アンティーム代表取締役会長	2021年 6 月	クロール・インターナショナル・インク シニア・アドバイザー
2013年 4 月	ム・アブル・プーマネージング・ディレクター兼ヘッド・オブ・アジア、J A 京都中央会会長顧問	2021年11月	レ・ロワ・マージュ・ジャポン株式会社代表取締役（現任）
2013年11月	ビューラー日本・韓国社長顧問	2021年12月	Audere International アジア太平洋地域リージョナルディレクター（現任）
2016年11月	First Names グループ兼業務執行役北東アジア企業開発担当、United Company Rusal plc コーポレート・プロジェクト・ディレクター 関係アジア担当	2022年 5 月	noco-noco Inc. 社外取締役（現任）
		2023年 8 月	

重要な兼職の状況

学校法人上野学園理事、株式会社Amusement Parks 社外監査役、レ・ロワ・マージュ・ジャポン株式会社代表取締役、Audere International アジア太平洋地域リージョナルディレクター、noco-noco Inc. 社外取締役

再任

社外

独立

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

ジャン＝フランソワ ミニエ氏は、国際的な金融機関においてこれまで培われた豊富な知識・経験と幅広い見識を有しております。当社では、これらの経験等を活かし、当社の経営全般に助言をいただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの強化に寄与していただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

たかはし あつし
高橋 篤史 (1976年10月13日生)

所有する当社の株式数……………0株
取締役会出席状況 ……………19/19回



略歴、当社における地位及び担当

2000年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2021年 4 月	株式会社 I N G S 社外監査役（現任）
2004年 6 月	公認会計士登録	2021年 6 月	当社社外取締役（現任）
2014年 7 月	有限責任監査法人トーマツパートナー	2021年 9 月	株式会社あつまる社外取締役（現任）
2020年 8 月	パートナーズ S G 監査法人（現有限責任パートナーズ総合監査法人）代表社員	2022年12月	有限責任パートナーズ総合監査法人最高経営責任者パートナー（現任）

重要な兼職の状況

有限責任パートナーズ総合監査法人最高経営責任者パートナー、株式会社 I N G S 社外監査役、株式会社あつまる社外取締役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

高橋篤史氏は、公認会計士として多数の企業の監査を担当されており、同氏の有する専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として独立した客観的な立場により当社の監査体制に活かすことができる見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

再任

社外

独立

候補者
番号

9

ほ そ か わ
細川

あ き こ
昭子

(1966年9月12日生)

所有する当社の株式数……………0株



新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1997年4月	弁護士登録（東京弁護士会） 東京青山法律事務所（現ペーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業））入所	2012年9月	中央大学大学院戦略経営研究科客員教授（金融法担当）
2002年8月	Baker & McKenzie（現 Baker McKenzie）（ロンドン）出向	2017年7月	三井住友トラストグループ株式会社利益相反管理委員会社外委員（現任）
2003年12月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2020年1月	金融庁自動車損害賠償責任保険審議会委員（現任）
2004年2月	金融庁総務企画局企画課出向	2022年9月	上智大学法学部非常勤講師（信託法担当）
2006年7月	東京青山・青木法律事務所（現ペーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業））パートナー弁護士	2024年6月	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士（現任）
2010年4月	筑波大学大学院ビジネス科学研究科非常勤講師（金融法担当）		

重要な兼職の状況

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士、三井住友トラストグループ株式会社利益相反管理委員会社外委員、金融庁自動車損害賠償責任保険審議会委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

細川昭子氏は、弁護士として企業活動の根幹に関わる分野でご活躍されてきており、同氏の有する専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 塚野英博氏、ジャン＝フランソワ ミニエ氏、高橋篤史氏及び細川昭子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 塚野英博氏、ジャン＝フランソワ ミニエ氏及び高橋篤史氏は、現在、当社の社外取締役であります。3氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、塚野英博氏、ジャン＝フランソワ ミニエ氏及び高橋篤史氏の各氏が社外取締役在任中である2024年12月5日付で、公正取引委員会より下請代金遅延等防止法に基づく勧告を受けました。各氏は、日頃から取締役会等において法令遵守を徹底するよう発言を行っており、また、当該法令違反の事実の判明後においては、再発防止策等について助言を行うなど、その職責を果たしております。
5. 塚野英博氏、ジャン＝フランソワ ミニエ氏及び高橋篤史氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。また、細川昭子氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行う予定です。
6. 当社は定款第26条において、「会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間において、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。」旨を定めております。この規定に基づき、当社は、社外取締役候補者である塚野英博氏、ジャン＝フランソワ ミニエ氏及び高橋篤史氏との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外取締役が善意であって重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。塚野英博氏、ジャン＝フランソワ ミニエ氏及び高橋篤史氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、細川昭子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても各候補者の任期途中に同内容での更新を予定しております。

本総会において、第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び各取締役が有する主な専門性、経験、知見に関するスキルマトリックスは、以下のとおりであります。

氏 名		年齢	企業経営 経営戦略	マーケティング 営業	技術 研究開発 DX	グローバル	法務 コンプライアンス リスク管理	財務 会計	人事・労務 人材開発	ESG サステナビリティ
近藤忠登史		53	●	●	●	●		●		●
浅井 貴史		53		●	●		●	●	●	●
下田 剛		61	●	●	●	●	●	●		●
河原 敏朗		58			●	●				●
富居 博治		58	●	●	●	●	●			●
塚野 英博	社外	67	●	●	●	●	●	●	●	●
	独立									
ジャン＝フランソワ ミニエ	社外	54	●		●	●	●	●	●	
	独立									
高橋 篤史	社外	48					●	●		
	独立									
細川 昭子	社外	58				●	●			●
	独立									

社外 社外取締役 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員 **女性** 女性取締役

監査役3名選任の件

監査役船橋信男氏、松林 宏氏、松田結花氏の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番 号

1

ふな ばし のぶ お
船 橋 信 男 (1958年7月11日生)

所有する当社の株式数 ……5,200株



再 任

略歴、当社における地位

1983年11月	当社入社	2018年 6 月	当社管理統括部人事部付（ゼファー(株)出向）
2007年 8 月	当社第二営業統括部官公庁営業部長	2020年 4 月	当社管理統括部人事部付（デンコーテクノヒート(株)出向）参事
2009年 4 月	当社支店統括部東京支店長	2021年 6 月	当社常勤監査役（現任）
2013年 7 月	当社執行役員支店統括部長兼東京支店長		
2016年 4 月	当社海外事業推進統括部長兼支店統括部次長兼海外事業推進統括部プロジェクト推進部長		

監査役候補者とした理由

船橋信男氏は、営業および海外事業に統括部長、支店統括部長として携わるとともに、グループ会社への出向経験も有しており、当社及び当社グループの事業における豊富な経験と幅広い知識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

2

さ と う
佐 藤

り か

(1962年8月15日生)

所有する当社の株式数 …………… 0 株



新任

社外

独立

略歴、当社における地位

1992年 4 月	弁護士登録	2018年 6 月	日本シイエムケイ株式会社社外取締役 (現任)
1998年12月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2019年 6 月	デクセリアルズ株式会社社外取締役
2000年 6 月	あさひ・狛法律事務所 (現西村あさひ法律事務所) 入所	2019年 7 月	佐藤 & パートナース法律事務所代表パートナー (現任)
2003年 1 月	同事務所パートナー		司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員 (民事訴訟法担当)
2007年 6 月	外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所パートナー	2019年11月	デクセリアルズ株式会社社外取締役 (監査等委員長) (2025年6月退任予定)
2015年 5 月	デクセリアルズ株式会社社外監査役	2021年 6 月	日本プラスト株式会社社外取締役 (現任)
2016年 1 月	太田・佐藤法律事務所パートナー		
2016年 7 月	日本ループリゾール株式会社監査役	2022年 6 月	

重要な兼職の状況

佐藤 & パートナース法律事務所代表パートナー、日本シイエムケイ株式会社社外取締役、日本プラスト株式会社社外取締役

社外監査役候補者とした理由

佐藤りか氏は、弁護士として企業法務に関する高度な専門性と豊富な経験があり、また社外取締役等として多数の企業に助言を行うなど、企業経営を統治する十分な見識を有しており、同氏の有する業務経験と専門的な知識等を当社の監査体制に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

候補者
番 号

3

あ ら い
新 井

た か し
隆

(1969年3月25日生)

所有する当社の株式数 …………… 0 株



新任

社外

独立

略歴、当社における地位

1994年 4 月	東陽監査法人入所	2004年 4 月	新宿コヤマビル株式会社取締役 (非常勤) (現任)
1997年 9 月	青山監査法人入所		
2001年10月	プライスウォーターハウスクーパース税務事務所 (現PwC税理士法人) 入所	2011年 1 月	税理士法人銀座共同会計事務所 (現税理士法人アスカパートナーズ) パートナー
2003年 9 月	新井会計事務所所長 (現任)	2016年12月	税理士法人ForestOne代表社員 (現任)
		2018年 6 月	株式会社セキュアル社外監査役 (現任)

重要な兼職の状況

新井会計事務所所長、新宿コヤマビル株式会社取締役 (非常勤)、税理士法人ForestOne代表社員、株式会社セキュアル社外監査役

社外監査役候補者とした理由

新井 隆氏は、公認会計士及び税理士として、多数の企業の監査及び助言を行うなど、企業経営を統治する十分な見識を有しており、同氏の有する業務経験と専門的な知識等を当社の監査体制に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士として財務及び企業会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤りか氏及び新井 隆氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行う予定です。
3. 当社は定款第32条の2において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。」旨を定めております。この規定に基づき、当社は、社外監査役候補者である佐藤りか氏及び新井 隆氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外監査役が善意であって重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても各候補者の任期途中に同内容での更新を予定しております。

補欠監査役 1 名選任の件

2024年6月27日開催の第98回定時株主総会において補欠の社外監査役として平井隆一氏を選任した決議の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の社外監査役 1 名を選任することをお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、取り消すことができることとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ひら い
平 井

りゅう いち
隆 一

(1950年7月22日生)

所有する当社の株式数……………0株



略歴、当社における地位			
1973年4月	日本セメント株式会社 (現太平洋セメント株式会社) 入社	2010年6月	同社取締役常務執行役員 海外事業本部長
2004年4月	同社海外カンパニーバイスプレジデント兼 海外カンパニー営業部長	2012年4月	同社代表取締役専務執行役員 海外事業本部長
2006年4月	同社参与 海外カンパニーバイス プレジデント兼海外カンパニー営業部長	2013年4月	同社取締役
2008年4月	同社常務執行役員 海外カンパニープレジデント	2013年6月	同社顧問
2008年6月	同社取締役常務執行役員 海外カンパニープレジデント	2015年6月	昭和電線ホールディングス株式会社 社外取締役 (現SWCC株式会社)
		2018年10月	一般社団法人ディレクトフォース副 代表理事 (現任)

補欠の社外監査役候補者とした理由

平井隆一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、監査役に就任された場合に同氏が経営者としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査体制に活かしていただけると判断したためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平井隆一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は定款第32条の2において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。」旨を定めております。この規定に基づき、当社は、補欠の社外監査役候補者である平井隆一氏との間で監査役就任時に、責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外監査役が善意であって重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。平井隆一氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 平井隆一氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として、同取引所に対する届出を行う予定です。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に弱い動きが見られますが緩やかに回復しております。生産活動は一進一退の動きとなっておりますが、物価高の影響で一部弱い動きが見られている消費は持ち直しており、高水準の企業収益を背景に設備投資が底堅く推移しております。

一方、商品市況の高止まりや資材価格の高騰は継続しており、米国による関税を始めとした通商政策の見直しにより、先行きについては不確実性がさらに高まる状況となりました。

当社グループの関係しております電気通信関連業界におきましては、移動通信関連分野では、顧客の設備投資計画が依然として全般的に抑制されております。固定無線関連分野では、自治体の防災体制の強化等により防災行政無線の需要に回復傾向が見られており、防衛関連分野においては防衛費予算の増額の影響から堅調に推移しております。放送関連分野においては放送事業者による設備更新需要は依然として停滞しておりますが、メンテナンス需要は改善傾向にあります。高周波応用機器業界におきましては、米国の関税政策に対する懸念の影響が表面化しておりますが、自動車関連分野における設備投資需要は全般的には回復傾向にあります。

このような事業環境の中、当社は中期経営計画「DKK-Plan2025」ローリングプランで掲げた事業構造改革による収益体制の構築を推進しております。事業ポートフォリオの最適化に向けた注力セグメントへの資源の投入、組織のスリム化による生産性の向上や固定費の削減など、利益創出に向けた取り組みを推進し、業績の大幅な回復を果たすことができました。

その結果、受注高は前連結会計年度比8.4%増の347億7千6百万円となり、売上高は前連結会計年度比12.9%増の325億8千2百万円となりました。

利益の面では、営業利益は9億3千5百万円（前連結会計年度は17億8千7百万円の営業損失）、経常利益は10億2千4百万円（前連結会計年度は15億3千7百万円の経常損失）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は7億7千7百万円（前連結会計年度は19億7千7百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

	第98期 (2023年度)	第99期 (2024年度)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	28,864	32,582	3,718	12.9%
営業利益又は営業損失 (△)	△1,787	935	2,723	－
経常利益又は経常損失 (△)	△1,537	1,024	2,562	－
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,977	777	2,754	－

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

電気通信関連事業

売上高

22,097百万円

(前連結会計年度比15.3%増)

当事業では、移動通信関連分野においては、移動通信事業者による通信品質改善に向けた設備投資需要に回復の兆しが見られておりますが、全般的には設備投資は依然として抑制されております。固定無線関連分野では、各自治体における防災体制強化とデジタル化の動きに伴う防災行政無線の需要が、緊急防災・減災事業債の期限を見据え回復傾向が見られております。防衛関連分野の需要についても、防衛費予算の増額の影響から増加傾向が継続しております。放送関連分野においては、放送事業者によるメンテナンス需要は改善傾向にありますが、デジタル放送設備の更新需要は依然として先送りとなっております。ソリューション関連分野においては、子会社化した株式会社サイバーコアの画像AI技術と当社が培ってきた無線通信技術を組み合わせ、人流・交通分析をはじめとしたソリューションや無線環境の整備などにより、様々な社会課題を解決する事業を推進しております。その他分野としては、屋外建築鉄骨や鋼構造物の表面処理需要の継続的な確保に加え、LED航空障害灯や燃料電池といった環境負荷の低い製品において、積極的に需要開拓を進めております。

このような事業環境のもと、当事業分野では注力セグメントにおける需要の取り込みに加え、生産性の向上と固定費削減の取り組みを積極的に図ってまいりました。

その結果、受注高は前連結会計年度比14.0%増の251億5千5百万円、売上高は前連結会計年度比15.3%増の220億9千7百万円となりました。また、セグメント利益（営業利益）につきましては、19億1千7百万円（前連結会計年度は5千6百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

高周波関連事業**売上高****10,411**百万円

(前連結会計年度比8.2%増)

当事業では、主力であります高周波誘導加熱装置分野においては、自動車関連業界において米国を中心とした通商政策による不透明感が年度末にかけて生じておりますが、設備投資需要は全般的に回復傾向にありました。また、生産活動の回復に伴うメンテナンス・アフターサービスに関する需要の獲得についても取り組みを強化してまいりました。熱処理受託加工分野においても、自動車メーカー各社の生産に伴う需要は回復傾向にあります。高周波新領域関連分野においては、過熱水蒸気装置を用いた食品や廃棄物の処理における需要の創出を進めるため、過熱水蒸気技術の高度化、課題の検証、データ・ノウハウの蓄積を図り、新たな事業領域の開拓に向けた取り組みをさらに強化し、積極的に推進しております。

このような事業環境のもと、当事業分野においても原材料費やエネルギーコスト等の高騰による原価上昇要因が発生しておりますが、生産性・品質の向上や販売価格の見直しによる利益の拡大に取り組んでまいりました。

その結果、受注高は前連結会計年度比3.8%減の96億2千万円、売上高は前連結会計年度比8.2%増の104億1千1百万円となりました。また、セグメント利益（営業利益）につきましては、前連結会計年度比70.4%増の17億4千3百万円となりました。

その他事業

当事業は、土地・事務所等の子会社等への賃貸を行う設備貸付事業並びに売電事業であります。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内景気は緩やかに回復傾向にあります。変化する事業環境や価格競争の激化から、当社グループを取り巻く経営環境につきましては、幾分回復の兆しは見られるものの厳しい状況が続くことが想定されます。

以上のような環境の中、2024年3月に公表した中期経営計画（DKK-Plan2025）のローリングプランに記載した事業構造改革による収益体制の構築を一層と推進し、当社グループの業績回復を確実なものとしてまいります。

電気通信関連事業においては、移動通信関連分野では、通信品質改善に向けた設備投資需要に対し、移動通信基地局用アンテナに加え、無線装置の拡販に注力してまいります。固定無線関連分野においては、緊急防災・減災事業債の期限が最終年度となるため、地方自治体向け防災行政無線の需要の積極的な獲得と確実な施工を進めてまいります。防衛関連分野においては、防衛費の予算増額を背景とした需要の増加に対し、装備品の安定供給と既存設備の維持・点検整備事業への積極的な提案による受注獲得を図ってまいります。ソリューション関連分野においては、AIソリューションによる社会課題解決に向け、提案力・開発力の増強に向けた組織改編を実施したうえで、子会社化した株式会社サイバーコアとの協業による受注拡大を進めてまいります。また、高周波関連事業においては、高周波誘導加熱装置分野では、米国の通商政策の影響等による自動車関連業界における設備投資動向を見定めたうえで、新たに稼働した試作拠点の活用による自動車EV化に伴う需要を含めた受注の獲得や既存設備のメンテナンス需要の掘り起こしを進め、熱処理受託加工分野についても、需要の着実な獲得、国内外における生産体制の構築に取り組んでまいります。

また、2025年5月に中期経営計画（DKK-Plan2028）を公表いたしました。DKK-Plan2028は、前回中期経営計画であるDKK-Plan2025による経営基盤の構築に続く、成長の実現と加速に向けた経営計画となります。「収益創出体制の確立による成長の実現」を基本方針に据え、重点施策に「事業構造改革」「経営資源の最適化」「サステナビリティ経営の発展」を掲げております。当社の経営環境はエネルギー及び部品価格等の高騰や人件費の高騰、既存顧客の設備投資抑制、社会構造の複雑化など大きく変化しております。そのような環境の中、収益創出体制を確立し、事業戦略・人的資本戦略・研究開発戦略・サステナビリティの取り組みを連動させ、持続的な社会の実現と企業価値の向上を目指してまいります。

当社及び連結子会社は、2023年6月30日付の「第97期内部統制報告書」にてお知らせしました決算・財務プロセスにおける開示すべき重要な不備について、改善活動に注力してまいりましたが、固定資産の減損処理の誤り並びに異なる納税主体間での繰延税金資産及び繰延税金負債の誤った相殺処理、満期保有目的の債券に係る流動固定区分の分類誤り、連結キャッシュ・フロー計算書の科目集計の一部誤りによる決算短信の訂正を含む修正事項が発生し、2024年6月28日に提出した「第98期内部統制報告書」において決算・財務プロセスにおける開示すべき重要な不備がある旨の報告を行いました。

これらの開示すべき重要な不備に対し、当連結会計年度においては、以下の再発防止策を実行してまいりました。

1). 決算・財務報告プロセスにおける検証機能の強化

- ・ 重要な会計処理や状況の変化に関する早期の検討実施と外部専門家及び会計監査人との早期のコミュニケーションの実施
- ・ 固定資産の減損に関する手順書・ワークシートの更新
- ・ 重要な事象や状況の変化に対する会計基準の適合性を踏まえたチェックリストの整備

- ・ 経理責任者が会計基準に基づいてチェックを実施できるための体制整備の一環として十分な経理知識を有した公認会計士等を含むチェック体制の強化
- ・ 外部専門家による直接的なチェックを受けられる体制の整備

2).会計処理を適時適切に実施するための人員補強等

- ・ 公認会計士等の十分な経理知識を有する者の新規採用を含む人材の補強
 - ・ 複数人によるチェック体制を整備し属人的にならない体制の確立
 - ・ 経理責任者及び実務者の知識向上のための継続的な研修参加機会の確保
- 各施策の実効性を高めるため、改善を図りながら引き続き実施してまいります。

なお、当社は、2024年12月5日に公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」といいます。）に基づく勧告（以下、「本勧告」といいます。）を受けました。当社では、当社製品の一部部品の製造について、下請法の対象と認定されたお取引先様（以下、「下請事業者様」といいます。）に委託しておりますが、当該部品の製造に使用する当社所有の金型等を下請事業者様に貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等を無償で保管させていた行為が、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反すると判断されたものであります。

当該金型等を無償で保管させたことによる費用に相当する額については、公正取引委員会の確認を得た上で、速やかに下請事業者様にお支払いいたします。また、対象となる金型等のうち、次回以降の具体的な発注時期を示せない金型等167個については、2022年10月から2024年8月までの間に廃棄の対応を既に実施しております。

当社は、本勧告を厳粛に受け止め、今後の取引において同様の問題が発生することのないよう、当社取締役会の決議により確認するとともに、勧告内容を全役職員に周知徹底の上、下請法遵守の社内教育の実施、チェック体制を強化するなど、コンプライアンスの強化と再発防止に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額110億円のコミットメントライン契約を締結しており、シンジケートローン44億円の組成を実施しております。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、19億2千6百万円であり、このうち主なものは、川越事業所のリニューアル及び国内子会社における生産設備の増設であります。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年9月26日付で蘇州元凱電子有限公司と第三者割当増資に関する引受契約を締結し、同社を連結子会社とし、その後社名をDKK（蘇州）熱処理有限公司としております。

(6) 事業区分別の受注高・売上高の推移

(単位：百万円)

区分	事業区分	第96期 (2021年度)	第97期 (2022年度)	第98期 (2023年度)	第99期 (当連結会計年度) (2024年度)
受注高	電気通信関連事業	26,682	22,293	22,070	25,155
	高周波関連事業	8,370	9,879	9,997	9,620
	その他事業	—	—	—	—
	合計	35,052	32,172	32,067	34,776
売上高	電気通信 関連事業	(工事高)	13,183	13,037	10,079
		(売上高)	12,725	9,540	9,056
		計	25,908	22,578	19,136
	高周波関連事業	(売上高)	7,959	9,131	9,623
		(賃貸収入)	7	7	7
	その他事業	(売電収入)	93	100	97
		計	100	107	104
	合計	33,968	31,817	28,864	32,582

(注) 連結損益計算書の完成工事高は電気通信関連事業の工事高を、製品売上高は電気通信関連事業及び高周波関連事業の売上高の合計を、また、その他の事業売上高にはその他事業の賃貸収入及び売電収入を表示しております。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第96期 (2021年度)	第97期 (2022年度)	第98期 (2023年度)	第99期 (当連結会計年度) (2024年度)
売上高	(百万円)	33,968	31,817	28,864	32,582
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	448	△1,219	△1,537	1,024
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	705	△1,181	△1,977	777
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	59.51	△107.75	△198.93	83.36
総資産	(百万円)	56,336	55,134	55,237	53,016
純資産	(百万円)	46,609	41,801	38,723	37,107

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第96期 (2021年度)	第97期 (2022年度)	第98期 (2023年度)	第99期 (当期) (2024年度)
売上高	(百万円)	27,310	25,254	20,667	24,649
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	759	△452	△1,429	1,012
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	1,032	△277	956	586
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	87.01	△25.32	96.22	62.92
総資産	(百万円)	42,574	42,252	43,837	42,559
純資産	(百万円)	35,343	31,060	30,014	28,435

(8) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

電気通信関連事業

各種アンテナの設計、製作、建設、販売
鉄塔、反射板の設計、製作、建設、販売
各種電気通信機器、民生無線機器の設計、製作、販売
各種電気通信機器、鉄骨等の鍍金加工
各種ソリューションシステムの設計、製作、販売

高周波関連事業

高周波誘導加熱装置の設計、製作、販売
高周波応用電源装置の設計、製作、販売
高周波熱処理受託加工
各種真空炉の設計、製作、販売

その他事業

電気通信関連事業及び高周波関連事業に関する設備等の賃貸
太陽光発電による売電事業

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社電興製作所	92	100	金属加工、機械加工、及び各種アンテナ・電気通信機器の製作加工
株式会社デンコー	70	100	鉄塔等鉄鋼工作物の製作販売・各種鍍金加工
デンコーテクノヒート株式会社	70	100	高周波熱処理受託加工
フコク電興株式会社	17	100	有線・無線通信設備の設計、施工
株式会社サイバーコア	100	52.63	画像処理・画像認識・人工知能アルゴリズム開発

(注) 当連結会計年度末時点において当社の連結子会社は、上記の5社を含め14社であります。

(10) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

本社 営業所	名称	所在地	名称	所在地
	本社	東京都千代田区	大阪営業所	大阪府吹田市
	豊洲オフィス	東京都江東区	広島営業所	広島県広島市
	北海道営業所	北海道札幌市	四国営業所	愛媛県松山市
	仙台営業所	宮城県仙台市	福岡営業オフィス	福岡県福岡市
	埼玉営業所	埼玉県ふじみ野市	沖縄営業所	沖縄県浦添市
	名古屋営業所	愛知県名古屋市		

工場	名称	所在地	名称	所在地
	川越事業所	埼玉県ふじみ野市	鹿沼工場	栃木県鹿沼市
	福岡事業所	福岡県福岡市	厚木工場	神奈川県愛甲郡愛川町
	川越工場	埼玉県川越市	東海熱処理研究センター	愛知県岡崎市

R&D センター	名称	所在地	名称	所在地
	ワイヤレス研究所	神奈川県横浜市	未来研究所	神奈川県愛甲郡愛川町

- (注) 1. 当社は、2024年4月1日に各支店を営業に特化した営業所とし、建設部門を川越事業所と福岡事業所（新設）に集約するとともに、未来研究所を横浜市から厚木工場へ移転しました。
2. 当社は、2024年6月24日に東海熱処理研究センターを設立しました。
3. 当社は、2025年3月17日に本社機能を豊洲オフィスへ移転しました。

② 子会社

名称	所在地
株式会社電興製作所	栃木県鹿沼市
株式会社デンコー	埼玉県川越市
デンコーテクノヒート株式会社	愛知県刈谷市
フコク電興株式会社	福岡県福岡市
株式会社サイバーコア	岩手県盛岡市

(11) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
電気通信関連事業	624 (88)	△25 (△9)
高周波関連事業	380 (15)	10 (△1)
全 社 (共 通)	63 (5)	△4 (0)
計	1,067 (108)	△19 (△10)

(注) 1.従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外書で記載しております。

2.全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属する従業員であります。

② 当社の従業員数

区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)
男性	498	△42	48.4	16.2
女性	107	△1	40.3	14.7
計又は平均	605	△43	47.0	16.0

(12) 主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三井住友銀行	2,400
日本生命保険相互会社	1,000
株式会社三菱UFJ銀行	1,000
株式会社伊予銀行	400
株式会社秋田銀行	200
株式会社第四北越銀行	200
株式会社西日本シティ銀行	200
株式会社日本政策金融公庫	69
住友生命保険相互会社	30

(13) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2024年9月26日付でDKK（蘇州）熱処理有限公司（旧社名；蘇州元凱電子有限公司）の持分を取得し、連結子会社といたしました。中国における高周波事業を2025年4月25日付で当社の連結子会社の電気興業（常州）熱処理設備有限公司から、同社に事業移管いたしました。

また、2024年12月31日を効力発生日として、DKK of America,Inc.を存続会社としてDKK North America,Inc.を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(14) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議で行うことができる旨を当社定款に定めておりますが、会社法第460条（株主の権利の制限）第1項に基づく定款の定めは設けず、剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主の皆様への利益還元を継続的に行うことを基本方針として、当社は今後も、剰余金の配当を株主総会の決議で行う方針です。

配当政策については、連結配当性向40%を目標に当該期の業績に連動させ、かつ連結株主資本配当率（DOE）1.5%を下限値の目標とする方針を掲げておりましたが、株主還元強化に向けた施策として下限値の目標をDOE2.0%に引き上げることといたしました。DOE2.0%の水準は、連結配当性向40%を基準とした中長期経営戦略における従来からの目標値でありましたが、収益創出体制の確立を進めると同時に、いち早く株主の皆様への還元を強化したいとの考えにより、配当政策を変更することといたしました。

上記の基本方針に則り、当事業年度の期末配当金につきましては、2024年5月10日に公表致しました1株あたり30円から増額し、1株当たり50円を予定しております。これにより、当事業年度の年間配当金は、前事業年度から20円増額の1株当たり80円を予定しております。

自己株式の取得等につきましては、2025年5月に公表した中期経営計画（DKK-Plan2028）に沿い、財務規律を確保した上で、機動的な株主還元策の一つとして適切に判断してまいります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,900,000株
- (3) 株主数 5,862名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	996	10.75
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	448	4.84
MSIP CLIENT SECURITIES	412	4.44
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	395	4.27
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	358	3.86
株式会社三井住友銀行	352	3.80
電気興業取引先持株会	326	3.52
岡 秀朋	314	3.39
三井住友信託銀行株式会社	310	3.34
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	286	3.08

(注) 当社は、自己株式1,635千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
なお、自己株式には、取締役向け株式報酬制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を含めておりません。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	近 藤 忠 登 史	
取締役常務執行役員	浅 井 貴 史	経営企画部、総務人事部、経理部、コーポレートガバナンス管理部、営業統括部担当
取締役執行役員	下 田 剛	防衛事業推進室長、安全品質環境管理部、建設統括部担当
取締役執行役員	河 原 敏 朗	R&D統括センター長、機器統括部担当
取締役執行役員	冨 居 博 治	高周波統括部長
取締役	塚 野 英 博	共立ホールディングス株式会社社外取締役、月島ホールディングス株式会社社外監査役、日本電信電話株式会社 IOWN 総合イノベーションセンター長、NTT イノベティブデバイス株式会社代表取締役社長、日本電信電話株式会社研究開発担当役員
取締役	ジャン＝フランソワ ミ ニ エ	学校法人上野学園理事、株式会社 Amuse um P a r k s 社外監査役、レ・ロワ・マージュ・ジャポン株式会社代表取締役、Audere I n t e r n a t i o n a l アジア太平洋地域リージョナルディレクター、n o c o - n o c o I n c . 社外取締役
取締役	武 田 涼 子	シティユーワ法律事務所パートナー弁護士、公益財団法人国際民商事法センター評議員、アルコニックス株式会社社外監査役、司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員（租税法担当）、日本空港ビルディング株式会社社外取締役（監査等委員）、学校法人駒澤大学学外理事
取締役	高 橋 篤 史	有限責任パートナーズ総合監査法人最高経営責任者パートナー、株式会社 I N G S 社外監査役、株式会社あつまる社外取締役
常勤監査役	船 橋 信 男	
※ 常勤監査役	長 本 圭 司	
監査役	松 林 宏	東洋カーマックス株式会社社外監査役、常陽トータルサービス株式会社社外取締役
監査役	松 田 結 花	松田結花公認会計士・税理士事務所所長、三菱製鋼株式会社社外監査役、農中JAMLリート投資法人監督役員、株式会社電通グループ独立社外取締役（監査委員会委員長）

(注) 1. 取締役塚野英博氏、取締役ジャン＝フランソワ ミニエ氏、取締役武田涼子氏及び取締役高橋篤史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

2. 監査役松林 宏氏及び監査役松田結花氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

3. ※印は、2024年6月27日開催の第98回定時株主総会において新たに選任された監査役であります。

4. 監査役松田結花氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 2024年6月27日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、赤羽敏男氏は任期満了により常勤監査役を退任致しました。

6. 当社は、社外役員の全員との間で会社法第423条第1項に規定する賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、社外役員が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外役員が善意であつたことにより、当該社外役員が賠償責任を負わないこととすることとを定めております。

て重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。

7. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年7月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、2021年3月26日「中長期経営戦略」を踏まえて、当社のありたい姿「未来の当たり前をつくる企業」の実現に向けて、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能すること、及び株主のみならずと利益意識の共有を促進するために株主利益と連動することを含めた報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、賞与（業績連動報酬等）及び株式報酬（非金銭報酬等）により構成し、経営の監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみで構成します。

- b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。）

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。なお、「他社の水準」とは、外部専門機関の報酬調査データ等を活用し、国内の同規模企業の水準等とします。

- c. 賞与（業績連動報酬等）に係る業績指標の内容及びその額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。）

賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する取締役の意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とすることを基本方針として、各事業年度の利益の状況を示す指標の中から、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を算定指標として選択し、目標値に対する達成度合いに応じて算出された額に、従業員に対する賞与支給実績を考慮したうえで、毎年一定の時期に支給します。なお、取締役会決議にて支給しないと定めることもあります。

- d. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容及びその数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。）

株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する「役員向け株式交付信託」（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて各取締役に対して交付する制度とします。ポイントの算定方法は、株式交付規程に基づき、各取締役の役位に応じて算定し、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

- e. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代表取締役を含む取締役の種類別の報酬割合については、他社の水準を踏まえ、業績連動報酬等及び中長期目標の達成に向けても注力するよう非金銭報酬等のウェイトが高まる構成とすることを基本方針とします。具体的な種類別の報酬割合については、報酬委員会において検討を行い、取締役会に対して助言・提言を行います。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝70：30とします。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法及び決定に関する重要な事項

当社は、株主総会で承認を受けた範囲内で、上記の方針に基づき、策定された金額、支給時期又は条件、基本報酬・業績連動報酬等・非金銭報酬等の割合などを含めた個人別の報酬額を定める報酬案につき、報酬委員会に諮問し、その助言・提言を尊重して、取締役会で決定します。

報酬委員会は、取締役会決議により指名される社外取締役複数名及び代表取締役1名の合計4名以内の委員により構成し、委員長を独立社外取締役から選任します。報酬委員会は、取締役会に対する助言・提言を行います。その内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等である賞与の評価配分とします。なお、非金銭報酬等である株式報酬については、取締役会で決議される株式交付規程に従い決定されます。

- g. 取締役の株式報酬（非金銭報酬等）の没収又は返還に関する方針

当社取締役により、重大な不正・違法行為等が発生したと取締役会が判断した場合、報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、株式報酬を受ける権利の全部若しくは一部の没収、又は株式報酬に相当する金銭の全部若しくは一部の返還を求めるか否かについて審議し、その結果を取締役に答申します。

取締役会は、報酬委員会の答申結果を踏まえて、株式報酬を受ける権利の全部若しくは一部の没収、又は株式報酬に相当する金銭の全部若しくは一部の返還を当該取締役に請求するか否かにつき決議します。本方針は、2023年2月1日に発効し、以後の株式報酬に相当する金銭よりその適用対象となります。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、報酬委員会が決定した当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、報酬委員会としての役割が十分機能していることを確認していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の報酬等の内容に係る決定方針等

監査役の報酬は、経営に対する独立性・客観性を重視する観点から会社業績との連動を行わず基本報酬のみで構成されており、各監査役の報酬は、株主総会で決議されました報酬限度額の範囲内において監査役の協議によって決定しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	188 (48)	150 (48)	23 (－)	14 (－)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	44 (15)	44 (15)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
合計 (うち社外役員)	232 (63)	195 (63)	23 (－)	14 (－)	14 (6)

- (注) 1. 非金銭報酬等の額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金の繰入額を記載しております。
2. 業績連動報酬等の内容は賞与であり、業績指標の内容及びその額の算定方法に関する方針は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおりであります。当社が、業績指標として連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を選択した理由は、本業における利益を評価するうえで連結営業利益を重視していることと、株主に対する配当の原資となる親会社株主に帰属する当期純利益を重視しており、これらを指標とすることで企業価値の持続的な向上を図るインセンティブに繋がると考えているためです。当事業年度の業績連動報酬に係る指標の実績は、連結営業利益が9億3千5百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は7億7千7百万円であります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、株式報酬の内容及びその数の算定方法の決定に関する方針は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおりであり、その交付状況は「Ⅱ. 会社の株式に関する事項」の「(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりであります。
4. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 上記には、2024年6月27日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
6. 期末現在の人員は、取締役9名、監査役4名であり、期中の異動は次のとおりであります。
- 就任 監査役 1名
退任 監査役 1名
7. 取締役の報酬限度額（株式報酬を除く。）は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「年額5億円以内」（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。
8. 取締役の報酬（株式報酬に限る。）については、2017年6月8日開催の第91回定時株主総会において、2018年3月末で終了する事業年度から2020年3月末に終了する事業年度までの3年間に在任する取締役に對し、1事業年度あたり300,000個を上限として、退職時に株式報酬を付与することが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。

9. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「年額8,000万円以内」と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
10. 取締役会は、社外取締役ジャン＝フランソワ ミニエ氏、社外取締役武田涼子氏、社外取締役高橋篤史氏、代表取締役社長近藤忠登史氏の合計4名により構成される報酬委員会に対し、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。これらの決定権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業の業績について評価を行うには、報酬委員会が適していると判断したためであります。なお、期中における報酬委員会委員の異動はございません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	塚 野 英 博	共立ホールディングス株式会社社外取締役、月島ホールディングス株式会社社外監査役、日本電信電話株式会社IOWN総合イノベーションセンタ センタ長、NTTイノベティブデバイス株式会社代表取締役社長、日本電信電話株式会社研究開発担当役員
社外取締役	ジャン＝フランソワ ミニエ	学校法人上野学園理事、株式会社Amuseu m P a r k s社外監査役、レ・ロワ・マージュ・ジャポン株式会社代表取締役、Audere I n t e r n a t i o n a lアジア太平洋地域リージョナルディレクター、n o c o - n o c o I n c.社外取締役
社外取締役	武 田 涼 子	シティユーワ法律事務所パートナー弁護士、公益財団法人国際民商事法センター評議員、アルコニックス株式会社社外監査役、司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員（租税法担当）、日本空港ビルディング株式会社社外取締役（監査等委員）、学校法人駒澤大学学外理事
社外取締役	高 橋 篤 史	有限責任パートナーズ総合監査法人最高経営責任者パートナー、株式会社I N G S社外監査役、株式会社あつまる社外取締役
社外監査役	松 林 宏	東洋カーマックス株式会社社外監査役、常陽トータルサービス株式会社社外取締役
社外監査役	松 田 結 花	松田結花公認会計士・税理士事務所所長、三菱製鋼株式会社社外監査役、農中JAMLリート投資法人監督役員、株式会社電通グループ独立社外取締役（監査委員会委員長）

- (注) 1. 塚野英博氏は、日本電信電話株式会社の研究開発担当役員です。当社は、同社と営業上の取引関係がありますが、当事業年度中の受取り合計額は、両社の年間連結総売上高の2%未満と僅少であり、独立性に影響を及ぼす取引ではありません。
2. 武田涼子氏は、シティユーワ法律事務所のパートナー弁護士です。当社は、同法律事務所から助言を受けておりますが、当事業年度中の支払い合計額は、両社の年間連結総売上高の2%未満と僅少であり、独立性に影響を及ぼす取引ではありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	主な活動状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	塚 野 英 博	当該年度に開催した19回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外取締役	ジャン＝フランソワ ミ ニ エ	当該年度に開催した19回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。社外取締役に就任以降、国際的な金融機関においてこれまで培われた豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の適法性や妥当性を確保するための助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、報酬委員会及び指名委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導するなど、取締役としての職責を果たしました。
社外取締役	武 田 涼 子	当該年度に開催した19回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。社外取締役に就任以降、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、報酬委員会及び指名委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員指名等の決定過程における監督機能を主導するなど、取締役としての職責を果たしました。
社外取締役	高 橋 篤 史	当該年度に開催した19回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。社外取締役に就任以降、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、報酬委員会及び指名委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導するなど、取締役としての職責を果たしました。
社外監査役	松 林 宏	当該年度に開催した19回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。また、24回の監査役会の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松 田 結 花	当該年度に開催した19回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。また、24回の監査役会の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 塚野英博氏、ジャン＝フランソワ ミニエ氏、武田涼子氏及び高橋篤史氏の各氏が社外取締役として在任中の2024年12月5日付で、公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。各社外取締役は、日頃から取締役会等において法令遵守を徹底するよう発言を行っており、また、当該法令違反の事実判明後においては、再発防止策等について助言を行うなど、その職責を果たしております。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

87百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

87百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の妥当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

V 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ企業行動憲章を制定し、当社グループの取締役及び使用人に対して周知徹底を図り、法令、定款その他の社内規程及び社会倫理の遵守を企業活動の基本とする。

当社は、コンプライアンス上の問題点を審議するための機関として、またコンプライアンス規程で定めるコンプライアンス担当役員の諮問機関として、コンプライアンス委員会を設置する。

コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス担当部門を指揮し、当社グループの役員をはじめ、全使用人の法令、社内規程及び社内規範等の遵守意識の普及、啓発、教育を行うものとする。

当社は、グループ内部通報制度を整備し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等に違反したことが判明した場合の対応措置を構築する。

コンプライアンス委員会は、法令・定款等の違反行為があった場合には、コンプライアンス担当役員に違反行為の中止の必要性を勧告し、当該行為を直ちに中止させると共に、再発防止のための対策を講じる。

監査担当部門が社内規程に基づき、監査を実施し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が、適法且つ適正に行われているかどうかを監査するものとし、その結果を社長及び監査役に報告するとともに、取締役会に報告を行うこととする。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令のほか、別に定める社内規程により、適切に保存・管理されるものとする。

コンプライアンス委員会、取締役又は監査役は、いつでも取締役の職務執行に係る情報を閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの事業運営におけるさまざまなリスクに対し、回避、低減およびその他の必要な措置を行うため「リスクマネジメント規程」に基づきリスク管理委員会を設置する。

リスク管理委員会は当社グループのリスクマネジメントに関する意思決定機関としての役割・責任を担い、リスクへの対策内容と運用状況等を取締役に報告するものとする。

リスク管理委員会のもとに展開される体制は、想定されるリスクの分析や評価、対策とその運用状況等のモニタリングを各リスクの分野に対応する所管の部門にて行い、各部門は所管の部門からの指示に基づきリスクマネジメントを実施する。

グループ会社については、現業部門である各統括部が事業形態に準じた各グループ会社を管理、連携のもとにグループ会社にてリスクマネジメントを実施する。

(4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社グループの取締役会は、当社グループの経営理念のもと、原則3年ごとに策定される中期経営計画や毎年策定される経営重点方針及びそれに従って各社・各部門において作成される方針管理に基づき、それらに明記された目標の達成のために活動する。

当社の取締役会の意思決定に関しては、毎月1回取締役会を招集し十分議論した上で意思決定をするものとする。

また、適宜職務権限、分掌規程の策定、見直しを行うことにより、業務執行を効率的に行うことのできる体制を整える。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社における内部管理体制の強化を図るため、特に、リスク管理及びコンプライアンス体制についてはグループ共通の課題としてとらえ、相互連絡、協議、情報の共有化、指示、伝達等を適宜適正に行うことにより、関連規程のもと、連携体制を構築していくものとする。

また、管理部門は、各統括部を通じてグループ各社から経営内容を把握するための定期的な報告を受けるものとする。

取締役、グループ各社社長は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社は、グループ各社の財務報告に関し、有効且つ適正な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を図ることにより、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専属の使用人については、必要の都度監査役会が、取締役との協議の上、決定することとする。

監査役から監査業務を補助するよう指示をされた使用人は、取締役等からの指示命令を受けないものとし、その異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行われることとする。

(7) 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、法令に定められたもののほか、会社に重大な影響を及ぼす事項、その他当社の監査役が監査役監査基準に従い、監査を行う上で必要な情報等の提供を各監査役の要請に応じて事前に監査役会に報告するものとする。

重要な稟議書に関しては、監査役に対しても回覧を行うことにより、報告をすることとする。

監査役は、上記監査役監査基準に従い、必要の都度取締役と面談をし、また内部監査部門及び監査法人と定期的に意見交換を行うものとする。

会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項やコンプライアンスに係る事項を発見したときは、当社グループの取締役及び使用人は、速やかに監査役に報告を行うものとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(8) 反社会的勢力排除のための体制

反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に則り毅然とした態度で臨み、行動することとする。

また、反社会的勢力に関する対応統括部署を定め、情報の収集・管理を行い、警察、暴力団追放団体及び弁護士等の外部専門機関との連携を図りながら反社会的勢力を排除する体制の整備・強化に取り組むこととする。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりです。

当社は、経営理念、グループ企業行動憲章等の行動指針や安全、品質、情報管理等に関する基本的な考え方をまとめた「電気興業グループスタンダード」を当社グループの取締役及び使用人に対して配布し、教育を実施しております。さらに、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに関する活動方針や推進状況について審議を行っており、活動方針に従いコンプライアンス意識の浸透を図る活動を実施しました。

当社では、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、社外取締役4名を含む取締役9名で構成し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、月次業績の分析、対策、評価を行うとともに法令及び定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

監査役4名は、取締役会や重要な社内会議への出席等を通じて、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等の遵守状況の監査を実施いたしました。

子会社につきましては、管理部門が各統括部を通じて経営内容を把握するための定期的な報告を受け、更にコーポレートガバナンス推進部門が管理部門のモニタリング状況を確認し、定期的に取り締り役会へ報告を行い、実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査部門は、監査基本計画に基づき業務監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告するとともに、取締役会に報告いたしました。

なお、内部通報制度「電気興業グループホットライン」等による内部通報がありました。当該制度において、通報したことを理由として、通報者に対して不利益となる取扱いを行わないことを、当該制度の運用ルールに係る社内規程に規定しています。当該通報につき、そのルールに従って、通報者の保護の観点を含めて適正な対応を行っております。当該通報によって判明した役職員の業務執行につき、重要な不適正につながる法令・定款違反はありませんでした。

(注) 当社は、2022年4月28日開催の定時取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部改定を決議いたしました。上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

Ⅵ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益を最大化させることを目的として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入し、継続してまいりました。

2021年6月29日に新たな経営体制が発足して以降、企業風土の改革やコンプライアンス体制の強化といったガバナンスの向上に資する施策を実施し、その成果が実現しております。また、中期経営計画を策定し、企業価値向上のための中期的な戦略の明確化に努めております。当社は、新たな経営体制のもとで中長期的な成長に向けた一定の施策を推進してまいりましたが、これにとどまらず、更なる成長に向けた施策を推進してまいります。

上記のように企業価値向上施策が推進されたことに加え、買収への対抗措置に関する近時の動向、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見などを総合的に勘案し、当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、同日付で本プランを廃止することを決議いたしました。

当社は、本プラン廃止後においても、当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益を最大化させるべく取り組んでまいります。また、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるなど、会社法、金融商品取引法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

（注）記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて、また比率は、四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	38,343
現金預金	16,180
受取手形	106
電子記録債権	2,120
完成工事未収入金	4,727
売掛金	4,222
契約資産	3,228
棚卸資産	6,795
その他	982
貸倒引当金	△20
固定資産	14,672
有形固定資産	6,287
建物・構築物	10,439
機械・運搬具	9,557
工具器具・備品	6,259
土地	2,272
リース資産	371
建設仮勘定	914
減価償却累計額	△23,526
無形固定資産	399
のれん	13
その他	385
投資その他の資産	7,986
投資有価証券	2,988
長期貸付金	1
退職給付に係る資産	1,461
長期預金	1,000
繰延税金資産	1,165
その他	1,416
貸倒引当金	△46
資産合計	53,016

科目	金額
負債の部	
流動負債	11,353
支払手形・工事未払金等	3,214
短期借入金	4,400
1年内返済予定の長期借入金	1,076
リース債務	55
未払法人税等	519
契約負債	269
完成工事補償引当金	50
製品保証引当金	29
賞与引当金	486
役員賞与引当金	42
工事損失引当金	18
関係会社整理損失引当金	12
その他	1,178
固定負債	4,555
長期借入金	33
リース債務	164
製品保証引当金	1
役員株式給付引当金	115
環境対策等引当金	46
退職給付に係る負債	2,352
資産除去債務	40
長期前受収益	1,776
繰延税金負債	6
その他	18
負債合計	15,908
純資産の部	
株主資本	34,327
資本金	8,774
資本剰余金	9,688
利益剰余金	19,775
自己株式	△3,911
その他の包括利益累計額	2,144
その他有価証券評価差額金	599
為替換算調整勘定	1,018
退職給付に係る調整累計額	525
非支配株主持分	636
純資産合計	37,107
負債純資産合計	53,016

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位: 百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	12,265	
製品売上高	20,212	
その他の事業売上高	103	32,582
売上原価		
完成工事原価	9,939	
製品売上原価	15,586	
その他の事業売上原価	41	25,567
売上総利益		
完成工事総利益	2,326	
製品売上総利益	4,626	
その他の事業総利益	61	7,014
販売費及び一般管理費		
		6,079
営業利益		
		935
営業外収益		
受取利息配当金	148	
その他	213	361
営業外費用		
支払利息	66	
その他	205	272
経常利益		
		1,024
特別利益		
投資有価証券売却益	1,793	1,793
特別損失		
減損損失	1,765	
投資有価証券売却損	10	1,775
税金等調整前当期純利益		
		1,042
法人税、住民税及び事業税	578	
法人税等調整額	△33	545
当期純利益		
		497
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△280
親会社株主に帰属する当期純利益		
		777

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,774	9,693	19,570	△2,919	35,119
当期変動額					
剰余金の配当			△572		△572
親会社株主に帰属する 当期純利益			777		777
自己株式の取得				△992	△992
自己株式の処分			△0	0	0
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		△5			△5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	△5	205	△992	△792
当期末残高	8,774	9,688	19,775	△3,911	34,327

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,216	870	677	2,763	840	38,723
当期変動額						
剰余金の配当						△572
親会社株主に帰属する 当期純利益						777
自己株式の取得						△992
自己株式の処分						0
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動						△5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△616	148	△151	△619	△203	△823
当期変動額合計	△616	148	△151	△619	△203	△1,615
当期末残高	599	1,018	525	2,144	636	37,107

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	28,768
現金預金	9,834
受取手形	15
電子記録債権	1,672
完成工事未収入金	4,317
売掛金	3,402
契約資産	3,000
製品	2,500
未成工事支出金	68
仕掛品	2,063
原材料及び貯蔵品	1,123
関係会社短期貸付金	75
前払費用	227
その他	486
貸倒引当金	△20
固定資産	13,791
有形固定資産	4,262
建物・構築物	9,075
機械・運搬具	1,742
工具器具・備品	5,818
土地	1,772
リース資産	89
建設仮勘定	569
減価償却累計額	△14,804
無形固定資産	393
ソフトウェア	374
その他	19
投資その他の資産	9,134
投資有価証券	2,845
関係会社株式	1,280
関係会社出資金	541
関係会社長期貸付金	243
従業員に対する長期貸付金	1
長期前払費用	28
前払年金費用	525
長期預金	1,000
繰延税金資産	1,350
保険積立金	1,101
その他	253
貸倒引当金	△37
資産合計	42,559

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,181
電子記録債務	382
工事未払金	1,104
買掛金	1,295
短期借入金	4,400
1年内返済予定の長期借入金	1,030
リース債務	8
未払金	629
未払法人税等	410
未払消費税等	142
契約負債	223
完成工事補償引当金	50
製品保証引当金	29
賞与引当金	356
役員賞与引当金	26
工事損失引当金	18
その他	72
固定負債	3,941
リース債務	7
製品保証引当金	1
退職給付引当金	1,943
役員株式給付引当金	115
環境対策等引当金	46
資産除去債務	40
長期前受収益	1,776
その他	10
負債合計	14,123
純資産の部	
株主資本	27,837
資本金	8,774
資本剰余金	9,677
資本準備金	9,677
利益剰余金	13,296
利益準備金	1,227
その他利益剰余金	12,069
配当準備積立金	30
役員退職積立金	108
固定資産圧縮積立金	2
別途積立金	9,806
繰越利益剰余金	2,122
自己株式	△3,911
評価・換算差額等	598
その他有価証券評価差額金	598
純資産合計	28,435
負債純資産合計	42,559

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	11,511	
製品売上高	12,875	
その他の事業売上高	262	24,649
売上原価		
完成工事原価	9,506	
製品売上原価	10,249	
その他の事業売上原価	135	19,892
売上総利益		
完成工事総利益	2,004	
製品売上総利益	2,626	
その他の事業総利益	126	4,757
販売費及び一般管理費		4,239
営業利益		518
営業外収益		
受取利息配当金	458	
その他	190	649
営業外費用		
支払利息	57	
その他	98	155
経常利益		1,012
特別利益		
投資有価証券売却益	1,776	1,776
特別損失		
投資有価証券売却損	10	
関係会社株式評価損	1,481	
減損損失	53	1,545
税引前当期純利益		1,242
法人税、住民税及び事業税	396	
法人税等調整額	259	656
当期純利益		586

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計
					配当 準備 積立金	役員 退職 積立金	固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	
当期首残高	8,774	9,677	9,677	1,227	30	108	3	9,806	2,107	13,281
当期変動額										
剰余金の配当			－						△572	△572
当期純利益			－						586	586
別途積立金の取崩			－							－
固定資産圧縮積立金の取崩			－				△0		0	－
自己株式の取得			－							－
自己株式の処分			－						△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			－							－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△0	－	14	14
当期末残高	8,774	9,677	9,677	1,227	30	108	2	9,806	2,122	13,296

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,919	28,814	1,199	1,199	30,014
当期変動額					
剰余金の配当		△572		－	△572
当期純利益		586		－	586
別途積立金の取崩		－		－	－
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－	－
自己株式の取得	△992	△992		－	△992
自己株式の処分	0	0		－	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	△601	△601	△601
当期変動額合計	△992	△977	△601	△601	△1,578
当期末残高	△3,911	27,837	598	598	28,435

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

電気興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森竹 美江
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹岡 祐也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、電気興業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、電気興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

電気興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森竹 美江
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹岡 祐也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、電気興業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

また、内部統制上の不備等について、是正及び再発防止及び研修等が行われていることを確認しました。今後も注視して参ります。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は2024年12月5日付けで、公正取引委員会から下請代金支払遅延防止法に違反があったとして勧告を受けました。監査役会といたしましては、当社が再発防止の徹底に取り組んでいることを確認しております。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、K AMIについては、協議を行うとともにその監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

電気興業株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 船 橋 信 男 ㊞

常 勤 監 査 役 長 本 圭 司 ㊞

監査役(社外監査役) 松 林 宏 ㊞

監査役(社外監査役) 松 田 結 花 ㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

住友不動産西新宿ビル3号館1階 ベルサール西新宿ホール

東京都新宿区西新宿四丁目15番3号 TEL (03) 3320-2611

交通

大江戸線 ●「都庁前」駅

A5出口より徒歩7分

大江戸線 ●「西新宿五丁目」駅

A1出口より徒歩6分

J R 線 他 ●「新宿」駅

西口より徒歩15分

新宿線、大江戸線 ●「新宿」駅

7番出口より徒歩13分

京王バス ●新宿駅西口より京王バス

「十二社池の下」バス停より徒歩3分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。